

1. 「シフト制」の労働者の雇用管理についての留意点 ～厚生労働省 リーフレットのご案内～

パートやアルバイトを中心に、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態があります。

このような契約には柔軟に労働日・労働時間を設定できる点で当事者双方にメリットがある一方、労働紛争が発生することもあります。厚生労働省で、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項が取りまとめられていますので、抜粋してご紹介します(リーフレット:『「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項』)。

シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項の、まず1つは「始業・終業時刻」。労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。2つ目は「休日」についてです。具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

また、シフト制の労働者を就労させる際に、時々誤った運用として見受けられるのが「年次有給休暇」です。年次有給休暇は、所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の有給が発生します。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。この他の点についてはリーフレットを参照いただき、ご不明点はお気軽にお問い合わせください。厚生労働省 使用者向けリーフレット⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000870906.pdf>

2. 令和4年4月からの育児休業法の改正内容

本事務所だより 2021年11月号で、育児休業法改正の「男性版産休」「男性の育休取得」についてお伝えしました。これらは今年10月からの施行となりますが、以下の3点については今年4月からの施行となります。

1. 個別の周知・意向確認の措置 …本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た従業員に対して、育児休業制度(育休給付金や社会保険料の取り扱いも含みます)の周知と休業取得の意思確認を個別に行わなければなりません。周知・意思確認の方法は面談(オンライン可)、書面交付、FAX、メールのいずれかとなります。
2. 雇用環境の整備 …育児休業を取得しやすい環境の整備として次のいずれかの措置を講じることが義務となります。
 - ①育児休業に関する研修を実施する(全従業員対象が望ましいが、少なくとも管理職に対しては研修を実施する)
 - ②育児休業に関する相談、制度の説明を適切に行うことが可能な相談窓口を設置する
 - ③自社の育休取得事例の収集をして従業員が情報を閲覧できるようにする
 - ④育休取得促進に関する会社の方針を事業所内等に掲示して従業員に周知する
3. 有期契約従業員の育児休業取得要件緩和…有期契約従業員が育児休業を取得する際の要件だった、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上」が廃止されます。そのため、就業規則等にこの要件が記載されている場合は、削除しなければなりません。ただし、労使協定を締結することにより「事業主に引き続き雇用された期間が1年未満」であるならば、育児休業対象者から除外することが認められています。この場合は有期無期全ての従業員に対して新たな労使協定を締結する必要があります。



参考資料⇒(厚生労働省 育児・介護休業法について)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

● 編集後記 ●

4か月ぶりに大相撲の観戦に行きました。初日は初めてでしたが、午前8時半から開始する「序ノ口」の番付(6つある番付上の階層の内、一番下の地位)の取組から観戦。若い力士ばかりかと思いきや、相当なベテランも多く、若さ溢れる勢いだけでなく、悲哀も感じる取組みも。夕方になるにつれ徐々に強い力士が出てきて、やはり幕内の関取(十両以上)はあたりも強烈でした。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部
 メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山